

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第5 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、甲の承認がある場合を除き、作業場所から、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製等の制限）

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（再委託の制限）

第8 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、乙は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適

切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従業者への周知等）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は業務の目的以外の目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律の規定により罰則が科される場合があることなど、当該業務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

（実地調査の受入れ）

第11 乙は、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、個人情報の内容が漏えい、滅失又はき損した場合その他個人情報の保護に関し事故があった場合及びそのおそれがある場合には、直ちに被害を最小限にするために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、漏えい、滅失又はき損した個人情報の項目、内容、発生した原因、経緯等に関して、速やかに甲に対し書面で報告しなければならない。また、再発防止策に関して、遅滞なく甲に対し書面で報告しなければならない。

3 前各項の規定は、乙が第三者に委託業務の全部又は一部を委託又は請け負わせた場合において、当該第三者が委託業務にかかる個人情報を漏えい等があった場合及びそのおそれがある場合について準用する。